

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2025-014

申立人：X

申立人代理人：弁護士 水野 雄介

同：弁護士 松田 大輝

被申立人：公益財団法人日本障害者スキー連盟（Y）

被申立人代理人：弁護士 中村 勝彦

同：弁護士 角藤 大樹

同：弁護士 大畑 雅明

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 本件申立てをいずれも棄却する。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

第 1 事案の概要

1 当事者

（1）申立人

申立人は、パラアルペンスキーの競技者であり、規則第 3 条第 2 項にいう「競技者等」に該当する。

（2）被申立人

被申立人は、公益財団法人日本障害者スキー連盟であり、日本国内におけるパラスキー競技を統括する公益財団法人であり、規則第 3 条第 1 項第 5 号にいう

「競技団体」に該当する。

2 事案の概要

本件は、2026年2月2日付けで被申立人が行った申立人をミラノ・コルティナ2026パラリンピック冬季競技大会（以下「本件大会」という。）の日本代表選手団候補選手として推薦しない旨の決定（以下「本件決定」という。）の取消し、及び、主位的請求として、申立人につき、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）に対して本件大会の日本代表選手団候補選手として推薦すること、又は、予備的請求として、被申立人に対して申立人を本件大会の日本代表選手団候補選手として推薦することを求めて仲裁申立てがなされた事案である。

3 仲裁合意

被申立人は、公益財団法人日本障害者スキー連盟選手等の不服申立規程を制定している。同規程第2条柱書及び①の規定によれば、「代表選手選考等の競技又はその運営に関する事項」に関して、「当連盟が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立て「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。」と定めているため、本件仲裁申立てについては仲裁合意があるものと認められる。

4 請求の趣旨及び答弁

(1) 請求の趣旨

申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

ア 2026年2月2日付けで被申立人が行った、申立人を本件大会の日本代表選手団候補選手として推薦しない旨の決定を取り消す。

イ （主位的請求）申立人について、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会に対し、本件大会の日本代表選手団候補選手として推薦する。

（予備的請求）被申立人は、申立人について、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会に対し、本件大会の日本代表選手団候補選手として推薦せよ。

(2) 答弁

被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

ア 本案前の答弁

- ① 本件申立てを却下する。
- ② 仲裁費用は申立人の負担とする。

イ 本案の答弁

- ① 申立人の請求をいずれも棄却する。
- ② 仲裁費用は申立人の負担とする。

第2 争点

本件における争点は以下のとおりである。

1 本案前の争点

- (1) 請求の趣旨1について申立ての利益があるかどうか(本案前の争点1)
- (2) 請求の趣旨2についてスポーツ仲裁になじまないものであるかどうか(本案前の争点2)

2 本案についての争点

- (1) 本件基準は著しく合理性を欠くものであるかどうか(争点1)
- (2) 本件決定は著しく合理性を欠くものであるかどうか(争点2)

第3 争点に対する当事者の主張

1 本案前の争点に対する当事者の主張

(1) 被申立人の主張の要旨

被申立人は、2026年2月10日、JPCに対し、アルペンスキー競技の出場枠に関して5名の推薦(5枠を使用し、そのうち2枠を返上する。)(なお、5枠のうち2枠は女子選手である。))に関して、既に連盟としての最終回答を行っており、JPCは既に国際パラリンピック委員会(以下「IPC」という。)に同旨を通知しているので、仮に本件決定が取り消されたとしても、当該最終回答が覆るわけではなく、請求の趣旨1に係る申立てには、申立ての利益が存在しない。

また、請求の趣旨2は申立人を日本代表選手団候補選手として推薦することを求めるものであるが、日本スポーツ仲裁機構に被申立人の日本代表選手団候補選手を推薦する権限は原則として存在せず、また、仮に本件決定が取り消され、再度被申立人において日本代表選手団候補選手を推薦することになったとしても、申立人が選定されないことは明白であるので、請求の趣旨2はスポーツ仲裁になじむものではなく、請求の趣旨2にかかる申立ては却下されるべきである。

(2) 申立人の主張の要旨

被申立人が JPC に対して行った回答の性質も明らかではなく、また、本件決定が取り消された場合に回答の訂正等の可能性が全くないということは立証されていない。また、本件決定が取り消された場合には、被申立人の JPC への回答や JPC から IPC への通知も効力を失うはずであるので、申立ての利益は失われていない。

本件決定は被申立人が制定した「ミラノ・コルティナ 2026 パラリンピック冬季競技大会日本代表選手団候補選手・候補スタッフ選考基準」(以下「被申立人選考基準」という。)のうちパラアルペンスキーの第 3 次選考に係る基準(以下「本件選考基準」という。)に基づきなされたものであるが、本件選考基準が著しく不合理であることを理由として本件決定が取り消される場合には本件基準自体が効力を失うことになるので、それに従って改めて選考を行うのは不合理であり、再度日本代表選手団候補選手を推薦することになった場合に申立人が選定されないことは明白であるとはいえない。

2 本案についての争点に対する当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

ア 被申立人が制定した規則であるパラアルペンスキーの第 3 次代表選手選考に係る基準が著しく合理性を欠く。

JPC が 2025 年 9 月 25 日に定めた「ミラノ・コルティナ 2026 パラリンピック冬季競技大会日本代表選手団候補選手・候補スタッフ選考基準」(以下「JPC 基準」という。)では、選手は、「メダル獲得または入賞の可能性のある者」との基準を満たすものとされている。

これを受けて被申立人が制定した被申立人選考基準では、パラアルペンスキーの日本代表選手団候補選手を 3 次に分けて選考することとしたうえで、各次の選考について、それぞれ具体的な選考基準を定めており、特に、第 3 次選考に係る本件選考基準では、以下のいずれかを満たすことを求めており(推薦順位は①、②、③の順である)、これによっても代表選手団候補選手を選出できない場合には出場選手枠を返上するとしている。

- ① 2025-26 シーズン 1 月までのワールドカップにおいて 8 位以内の成績
- ② 1 月最終に更新される FIS ポイントランキング男子 16 位以内
- ③ 1 月最終に更新される FIS ポイントにおいて男子 95 点以内

申立人は、第 1 次、第 2 次選考において日本代表選手団候補選手に選考されず、2026 年に行われた大会 A において〇位という成績を収めたが、第 3 次選考においても日本代表選手団候補選手に選考されなかった。

しかし、仮にワールドカップで 9 位までの成績しか獲得できなかった選手で

あっても、本番で 8 位になる可能性は十分あるというべきところ、本件選考基準は 2025-26 シーズンという限定された期間において、かつ、実際に 8 位以内に入賞したことを要件とするものであり、厳格に過ぎる。また、FIS ポイントランキングや FIS ポイントに基づく基準も、8 位前後の選手のみならず 8 位以上の選手を対象とする平均値を基準として決定されたものである等の点でやはり厳格に過ぎる。従って、本件選考基準は、実際には、「メダル獲得または入賞の可能性がある」選手ではなく、「可能性が（極めて）高い」選手のみを推薦・選出する基準となっており、JPC 基準にも反するばかりか、パラリンピックの精神にも悖るものであって、著しく不合理である。

また、被申立人が定めたノルディックスキーに関する選考基準では第 2 次選考までで推薦選手数が出場枠数に満たない場合における選出方法を具体的に定めることで出場枠数を返上する事態を回避する策を講じていたり、スノーボードに関する選考基準では 2025-26 シーズン以前の成績も考慮する内容となっていたりする等に比べると、アルペンスキーのみが極めて厳格な基準を設定されており、本件選考基準が著しく不合理であることは明らかである。

さらに、被申立人推薦基準によれば、入賞が見込まれる選手の数が出場選手枠を下回る場合には 2025 年 7 月 1 日までに JPC を通じて出場選手枠の返上を行う旨が規定されているところ、被申立人がかかる返上を行わずに本件選考基準を適用する運用を維持した結果、5 名の出場選手枠が与えられているにもかかわらず、3 人しか被申立人選考基準を満たしていないという状況を招いており、かかる事態は、本件選考基準が極めて厳格に過ぎ、著しく不合理であることの何よりの証左である。

イ 本件決定は著しく合理性を欠く

本件決定は、著しく合理性を欠く本件選考基準に従ってなされたものであるので、著しく合理性を欠く。また、現在に至るまで本件選考基準の妥当性を検証せず、何らの変更も行わずに、結果として 3 名の選手しか基準を満たさない状況を招いているところ、かかる硬直的な姿勢を崩さずに、本件選考基準を形式的に適用して本件決定を行ったことも、現在に至るまでの状況を踏まえれば、著しく不合理というべきである。

(2) 被申立人の主張の要旨

ア 本件選考基準の合理性について

本件選考基準は、2022 北京大会や 2021 年 12 月の FIS ポイントとランキングを調査し、データの根拠をもって策定した極めて客観的な、恣意の入る余地のない競技成績に基づく基準であって全く不合理な点は見当たらない。被申立人選

考基準は2025年6月12日に制定された後、選手らを対象とした説明会によって選手らに十分周知され、申立人も当該説明会の録画を確認していた。

なお、一般に、ワールドカップはパラリンピックよりも出場選手のレベルが低い場合があり、その場合はワールドカップで8位をとることはパラリンピック競技大会で8位を取ることよりも易くなる。また、競技レベルとしてはパラリンピックやワールドカップよりも明らかに劣る大会も含めてポイント計算の対象となるFISポイントやFISポイントランキングに基づく基準を設けることによって、ワールドカップ8位入賞の基準を満たさない選手にも広く可能性が認められる基準となっている。従って、本件選考基準は、入賞の「可能性が（極めて）高い」選手のみを推薦するものとはなっていない。

ノルディックスキーやスノーボードにおける選考基準との関係については、各種目に共通する基本的な基準を定めただうえで、各種目の特性に応じて細かい基準のレベルで差異を設けることは何ら不合理ではない。なお、スノーボードでは、24/25シーズンの世界選手権やワールドカップの成績により、1次選考で選考が完了している。

また、2025年7月1日時点で出場選手枠を返上するかどうかをJPCを通じて回答することの趣旨は、例えば、本年度においてアルペンスキーの選手の推薦は予定していないなどという場合に、それを同日時点でFISに伝達することによって、FISが各国間の割当て出場枠数を調整できるようにする点にあるが、同日の時点で、未だ実施されていなかった第2次及び第3次の選考において出場枠数いっぱいに出場枠数を使用できることとなる結果を期待して、被申立人がJPCに出場枠の返上を行わなかったこと自体は、全く不合理ではない。なお、申立人は、被申立人が、推薦選手数が出場枠数に満たない場合を想定した基準も設けないうまま、漫然とかつ形式的に本件基準を適用する運用を維持したと主張するが、被申立人は、推薦選手数が出場枠数に満たない場合を想定して出場選手枠を返上すると規定している。また、本件選考基準が存在するにもかかわらず、推薦選手数が出場枠数に満たない見込みが立った時に、突如として、別の基準を持ち出して、推薦選手を選考することの方が、基準としての公正性及び選手間の公平性を欠く対応であるし、JPC選考基準において、「競技団体は入賞の可能性の根拠となる客観的な資料（記録、成績、世界ランキング等）を提出すること」と要請されているところ、入賞の可能性のあることを客観的資料をもって論理的に説明できるように設計した本件選考基準を満たす推薦選手数が出場枠数に満たない場合に、それ以上に、本件選考基準を満たさなかった選手が入賞の可能性のあることを客観的資料をもって論理的に説明することは困難であるから、そもそも「出場選手枠を返上する」以外に合理的な対応はない。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターから被申立人が交付を受ける

競技力向上助成金の算定基準の 1 つには「入賞率」(=出場選手を分母とした入賞選手の割合)が挙げられており、本件選考基準が仮に「入賞の可能性が(極めて)高い」選手のみを推薦する基準になっていたとしても、本件選考基準によっても選手を選出できない場合に出場選手枠を返上することによって、被申立人が代表選手の人数を制限することには極めて合理的な理由がある。

イ 本件決定の合理性について

本件決定は、極めて客観的な、恣意の入る余地のない本件選考基準を適用してなされたものであり、また、出場選手枠の返上についても、本件選考基準の「上記によっても、選出できない場合は、出場選手枠(スロット)を返上する」との基準を適用してなされた決定であるので、本件決定は著しく合理性を欠くものではない。

第 4 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 判断の前提となる事実

被申立人は本件大会の代表選手選考に関し、2025年6月12日に被申立人選考基準を制定した。被申立人選考基準では、パラアルペンスキーの日本代表選手団候補選手を3次に分けて選考することとしたうえで、各次の選考について、それぞれ具体的な選考基準を定めているところ、申立人は第1次、第2次の選考によって日本代表選手団候補選手に選考されることはなかった。

第3次の選考に係る本件選考基準では、以下のいずれかを満たすことを求めており、これによっても代表選手団候補選手を選出できない場合には出場選手枠を返上するとしているところ、被申立人が2026年2月2日に行った本件決定では、申立人は日本代表選手団候補選手に選出されなかった。

- ① 2025-26 シーズン 1 月までのワールドカップにおいて 8 位以内の成績
- ② 1 月最終に更新される FIS ポイントランキング男子 16 位以内
- ③ 1 月最終に更新される FIS ポイントにおいて男子 95 点以内

本件決定を踏まえ、被申立人は2026年2月10日、JPCに対して、男子パラアルペンスキーに割り当てられた出場選手枠である5名のうち、3名のみを使用し、2名を返上する旨を通知した。

2 本案前の争点1について

被申立人は、既に2026年2月10日に、JPCに対してパラアルペンスキー競技の出場枠のうち2枠を返上する旨の最終回答を行っており、仮に本件決定が取り消されたとしても、最終回答が覆るわけではない旨を主張する。しかし、現

時点において本件決定が取り消され、被申立人が JPC に対して追加の代表候補選手の推薦を行った場合に、JPC、さらには、IPC がそうした追加の代表候補選手の推薦を認めないかどうかについては、JPC や IPC の意向次第である。しかし、本緊急仲裁手続において、JPC や IPC の意向に関する証拠は提出されておらず、また、別途 JPC や IPC の意向を確認する時間的余裕もなく、本件決定を取り消すとの仲裁判断が出た場合に、JPC や IPC が追加の代表候補選手の推薦を認める可能性がないと切り切ることはできない。こうした事情のもとでは、申立ての利益がないと断定することはできず、申立ての利益が存在しないことを理由に申立てを却下することはできない。

3 本案前の争点 2 について

JPC に対して日本代表選手団候補選手を推薦する主体は各種目を統括する競技団体であり、被申立人が主張するように、日本スポーツ仲裁機構には日本代表選手団候補選手を推薦する権限は存在しない。しかし、競技団体による選手選考に係る決定が取り消されるべき場合において、競技団体による決定を取り消した結果として他の特定の選手が代表選手として選考されるべきことが客観的な資料等から一義的に明らかである場合等には、そうした仲裁判断を行うことが認められる場合があり得るといふべきであり、実際に、日本スポーツ仲裁機構が競技団体に対して特定の競技者を代表選手に決定せよと命じた仲裁判断例が存在する（JSAA-AP-2013-005）。また、本件の事情のもとでは、仮に、本件選考基準が著しく不合理であることを理由に本件決定が取り消された場合には、申立人が本件選考基準を満たさないことを理由として、再度の選考にあたって、申立人が選出されないことが明白とまではいうことはできない。

以上からすると、請求の趣旨 2 のうち、本件仲裁パネルが被申立人に代わり JPC に対して申立人を日本代表選手団候補選手として推薦することを求める部分については、本件仲裁パネルの権限を越える内容を求めるものであるが、本件仲裁パネルが被申立人に申立人を日本代表選手団候補選手として推薦することを命じる部分については、スポーツ仲裁制度になじまないものとして、却下されなければならない性格のものとはいえない。

4 争点 1 について

本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規

則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている（JSAA-AP-2003-001 等）。

本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えることから、本件においては、上記判断基準に基づき判断する。本件争点1では、被申立人が制定した規則としての本件選考基準が著しく不合理であるといえるかどうか争われており、上記の判断基準のうち④に関するものである。

申立人は、JPC 基準が「入賞の可能性がある選手」の推薦を求めているところ、本件選考基準は「入賞の可能性が（極めて）高い」選手のみを推薦するものであり、基準が著しく合理性を欠くと主張する。しかし、どのような選考基準が、「入賞の可能性がある選手」を推薦しようとするものではなく、「入賞の可能性が極めて高い」選手のみを推薦するものであるかどうかの判断は容易ではない。また、パラリンピックのような国際大会において、一定の上位入賞の可能性のある選手を推薦するか、8位入賞の可能性のある選手を須らく推薦するかどうか自体も競技団体の合理的な裁量に委ねられるべきものである。従って、仮に、競技団体が制定した選考基準が「入賞の可能性が（極めて）高い」選手のみを推薦する選考基準であったとしても、それが、大会の性格、当該競技の状況、競技団体の状況、予算及び人的資源の制約等を考慮した上で合理著しく合理性を欠くものでなければ、その点のみをもって、スポーツ仲裁手続による取消しの対象となるものではないというべきである。

本件選考基準のうち、ワールドカップ 8位以内入賞という基準については、被申立人によればワールドカップで 8位以内に入賞することはパラリンピックで 8位以内に入賞することよりも易しい場合があるとのことであるし、ワールドカップが年に複数回開催されること（そのため、出場選手の状況もパラリンピックとは異なり得るし、4年に1回のパラリンピックに比して入賞のチャンスも大きいと考えられる。）を考えるならば、入賞の可能性がある者を選考するための基準の1つとして、ワールドカップで 8位以内に入賞することを採用することが著しく不合理であるとはいえない。また、FIS ポイントや FIS ポイントランキングに基づく選考基準については、被申立人において、2022 北京大会において 8位以内の選手を抜粋し、2021 年 12 月の FIS ポイントとランキングを調査したうえで入賞選手の平均値を用いて決定したものであるが、仮に、申立人の主張するように平均値の算出に用いられる選手のデータが上位の入賞者のポイントやランキングをも含むことによって 8位前後の選手のポイントやランキングの平均値より高いものとなるとしても、上述のように一定の上位入賞の可能性

のある選手を推薦するか、8位入賞の可能性のある選手を須らく推薦するかどうか自体も競技団体の合理的な裁量に委ねられるべきものであることを考えると、その点をもって、パラリンピックにおける選手選考の基準として著しく不合理であるとはいえない。

以上より、本件選考基準は法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠くものとはいえない。

5 争点2について

本件決定は、事前に競技者に周知されており、その内容も著しく合理性を欠くとはいえない本件選考基準に従って行われたものであり、本件決定は著しく合理性を欠くものとはいえない。また、本件選考基準が著しく不合理なものとはいえないことを考えると、本件選考基準に基づき、出場選手枠を返上したことも、裁量権の逸脱・濫用があるとか、著しく合理性を欠くものということとはできない。

第5 結論

以上より、本件選考基準は著しく合理性を欠くものとはいえず、また、本件選考基準に基づきなされた本件決定も著しく合理性を欠くものとはいえないので、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2026年2月17日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人長 森下 哲朗